

(28) 公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6 人	22,857 千円	4,861 千円	8,460 千円	36,178 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
310,766 円	357,200 円	47 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	182,800 円 県職員より5号給下 行政職給料表1級24号給
	高校卒	153,500 円 県職員より5号給下 行政職給料表1級4号給

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳																		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6 月期</td> <td style="text-align: center;">1.200 月分</td> <td style="text-align: center;">0.850 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.200 月分</td> <td style="text-align: center;">0.850 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">1.70 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> [令和4年度実績] <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,460,837 円</td> <td style="text-align: center;">6 人</td> <td style="text-align: center;">1,410,140 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6 月期	1.200 月分	0.850 月分	12月期	1.200 月分	0.850 月分	計	2.40 月分	1.70 月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	8,460,837 円	6 人	1,410,140 円
区 分	期末手当	勤勉手当																	
6 月期	1.200 月分	0.850 月分																	
12月期	1.200 月分	0.850 月分																	
計	2.40 月分	1.70 月分																	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																	
8,460,837 円	6 人	1,410,140 円																	
退職手当	<p style="text-align: center;">退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済 事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額 は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p style="margin-top: 10px;">[令和4年度実績] 支給実績なし</p>																		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[令和4年度実績] <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,668,910 円</td> <td style="text-align: center;">5 人</td> <td style="text-align: center;">333,782 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	1,668,910 円	5 人	333,782 円												
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																	
1,668,910 円	5 人	333,782 円																	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	職員が理事を兼務する場合は管理職手当を支給 54,500 円 〔令和4年度実績〕 1人当たり平均支給月額 40,875 円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。	6,500円 8級：3,500円 9級：支給しない	
		イ 子	10,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,380,000 円	5 人	23,000 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	制度なし	
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		603,000 円	3 人	16,750 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）	
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1月あたり 3,000 円を上限とする。)	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
	[令和4年度実績]			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	719,100 円	6 人	9,988 円	
潜水手当 (県の規定に 準ずる)	潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	潜水深度の区分に応じ、以下の定める額とする。 20m以下 300円/60分 30m以下 600円/60分 30mを超えるとき 1200円/60分		
		[令和4年度実績] 支給実績なし		

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
評議員	1日につき10,200円	なし	評議員会、理事会、監事会に出席の都度支給
非常勤理事			
非常勤監事			
常勤理事	なし		

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給実績なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
224,400円	12人	1,558円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	協会独自の給料表から県行政職給料表に移行	初任者層の給料水準の引き上げ並びに協会運営の健全化を図るため

区分	変更後	変更前	変更理由
勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和5年4月1日（給料表、勤勉手当）

令和4年4月1日（扶養手当）